

「令和8年熊本地震」に伴う 高潮に関する警報等の暫定的な運用について

「令和8年熊本地震」による地盤変動等を考慮し、熊本県の市町について、高潮に関する警報等の発表基準を引き下げ、本日より運用します。

「令和8年熊本地震」によって地盤変動等の影響を受けている地域では、高潮の危険性が通常より高まっていると考えられます。

これらの地域において通常よりも警戒を高めるため、レベル5高潮特別警報及びレベル4高潮危険警報の基準値※について、通常基準より引き下げた暫定基準を設け、本日より運用します。詳細は下表のとおりです。

なお、今後、これら沿岸域における海岸保全施設の被災状況の確認結果等を考慮しこれら暫定基準を見直す場合があります。

対象の県	対象の市町	高潮警報等の基準値（潮位、標高[m]）			
		暫定基準		通常基準	
		高潮特別警報	高潮危険警報	高潮特別警報	高潮危険警報
熊本県	宇城市	3.4	2.9	3.6	3.1
	氷川町	5.2	4.2	5.4	4.4
	八代市西部	3.2	2.7	3.4	2.9

※ レベル3高潮警報及びレベル2高潮注意報の発表においては、レベル4高潮危険警報と同じ基準値を用います。

問合せ先

大気海洋部 気象リスク対策課 廣澤・谷崎
電話 03-6758-3900（内線 4209・4210）